



保健第 3564号
平成29年2月20日

関係医療機関の長 殿

沖縄県保健医療部長



がん診療連携拠点病院等で実施する院内がん登録に係る
標準的な登録様式について

平素より本県保健医療行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、別添のとおり厚生労働省健康局がん・疾病対策課長から通知があります。

今般、国立研究開発法人国立がん研究センターが院内がん登録に係る標準的な登録様式を定め、平成29年1月に、これを国立がん研究センターがん情報サービス内

(http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/hospital/info/regulation.html) に提示しておりますので、平成28年以降の新規診断症例の院内がん登録については、当該様式に準拠し実施するようお願いいたします。

※ 平成18年3月31日付健習発第0331001号健康局総務課生活習慣病対策室長通知「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について」及び平成18年9月7日付健総発第09070001号健康局総務課長通知「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式に係る改正等について」は、これを廃止することとされております。

※ 本通知内容は、沖縄県保健医療部健康長寿課ホームページにも掲載しております。
<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kenkotyoyu/>

〈お問い合わせ〉

沖縄県保健医療部健康長寿課がん対策班（野原）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟3F

T E L : 098-866-2209 eMAIL : noharay@pref.okinawa.lg.jp



健が発 0216 第 1 号
平成 29 年 2 月 16 日

各都道府県健康関係主管部局長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

がん診療連携拠点病院等で実施する院内がん登録に係る
標準的な登録様式について

がん診療連携拠点病院等で実施する院内がん登録については、これまで厚生労働省が定める「標準登録様式」に基づき実施されていたが、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）の施行及び「院内がん登録の実施に係る指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 470 号）の適用に伴い、平成 28 年 1 月 1 日より、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）が提示する院内がん登録に係る標準的な登録様式に準拠し、実施することとなったところである。

今般、国立がん研究センターが院内がん登録に係る標準的な登録様式を定め、平成 29 年 1 月に、これを国立がん研究センターがん情報サービス内（http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/hospital/info/regulation.html）に提示したので、今後の院内がん登録については、当該様式に準拠し実施するよう、貴管内の関係医療機関に対し周知願いたい。

なお、平成 18 年 3 月 31 日付健習発第 0331001 号健康局総務課生活習慣病対策室長通知「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について」及び平成 18 年 9 月 7 日付健総発第 09070001 号健康局総務課長通知「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式に係る改正等について」は廃止する。

